

# 愛媛県の男女共同参画の現状

本県の男女共同参画の現状について、第2次愛媛県男女共同参画計画(平成23年度～32年度)の中間改定(平成28年3月)で掲げた「主要課題」に沿って報告します。

## 1 男女の人権の尊重

### (1) 女性に対する暴力の根絶

暴力は、その対象の性別や加害者・被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありませんが、特に、女性に対する暴力が大きな社会問題となっています。

平成26年に県が実施した「男女共同参画に関する世論調査(以下「世論調査」という。)」では、夫婦間、生活の本拠を共にする交際相手の暴力を受けた経験があると回答した者(「何度もあった」と「1,2度あった」の合計)は、延べ240人(世論調査結果から別途集計)で全体の26.6%となっています。

また、暴力をなくすための方策としては、「被害女性のための相談所や保護施設の整備」、「捜査や裁判での担当者に女性を増やし女性が被害届を出しやすい体制の整備」、「犯罪の取締りの強化」などを、多くの県民が求めています。

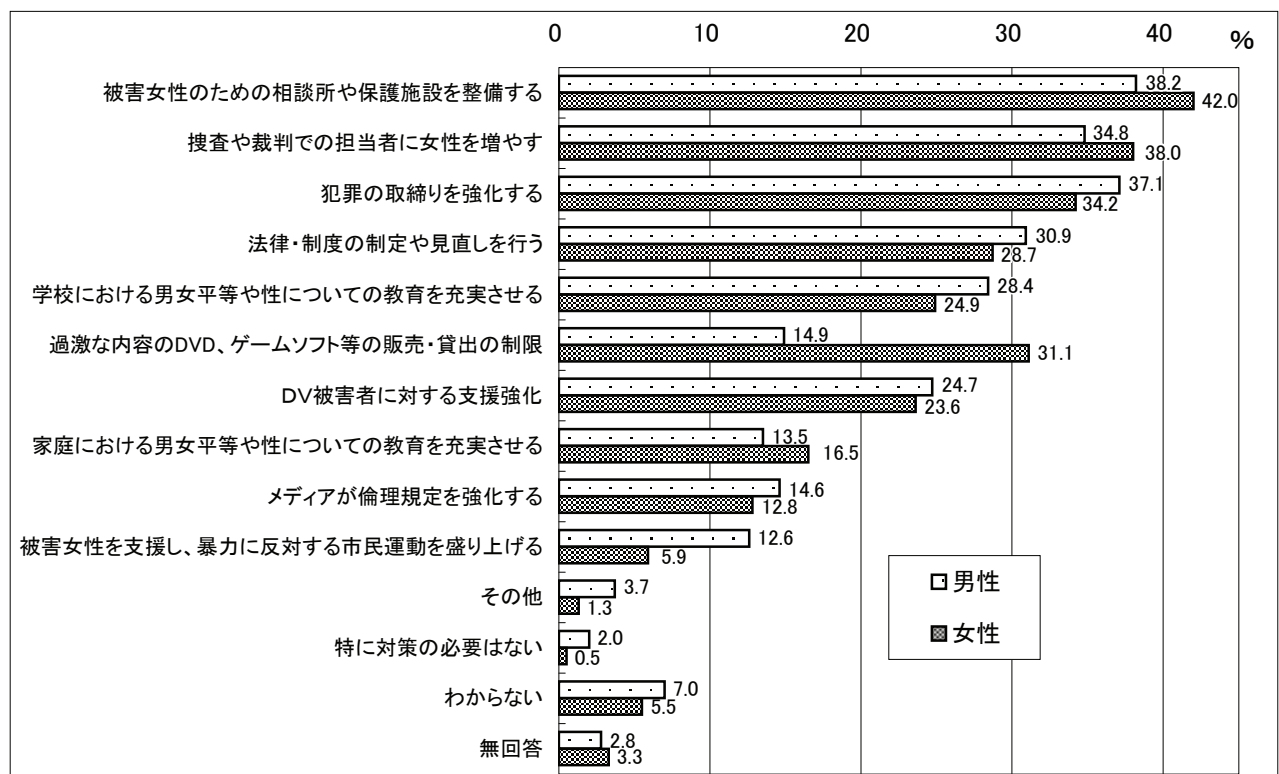
なお、県内の配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は、新居浜市配偶者暴力相談支援センターの開設に伴い増加した平成25年度の851件をピークに、以後は減少しています。

### ○ 夫婦間、生活の本拠を共にする交際相手の暴力の有無(男女計) (%)

| 区分                              | 何度もあった | 1,2度あった | まったくない | 無回答  |
|---------------------------------|--------|---------|--------|------|
| 命の危険を感じるくらいの暴力を受ける              | 0.2    | 1.8     | 66.1   | 31.9 |
| 医師の治療が必要となる程度の暴力を受ける            | 0.4    | 0.9     | 66.7   | 32.0 |
| 医師の治療が必要とされない程度の暴力を受ける          | 1.4    | 2.9     | 63.7   | 32.0 |
| あなたがいやがっているのに性的な行為を強要される        | 1.3    | 5.0     | 61.4   | 32.3 |
| あなたは見たくないのに、ポルノ画像や雑誌を見せられる      | 0.1    | 1.0     | 66.3   | 32.6 |
| 何を言っても無視される                     | 2.5    | 8.4     | 56.4   | 32.7 |
| 交友関係や電話を細かく監視される                | 1.0    | 4.3     | 62.5   | 32.2 |
| 「誰のおかげで生活できるんだ」とか「かいしようなし」と言われる | 1.7    | 6.8     | 59.2   | 32.3 |
| 大声でどなられる                        | 6.4    | 13.0    | 49.9   | 30.7 |

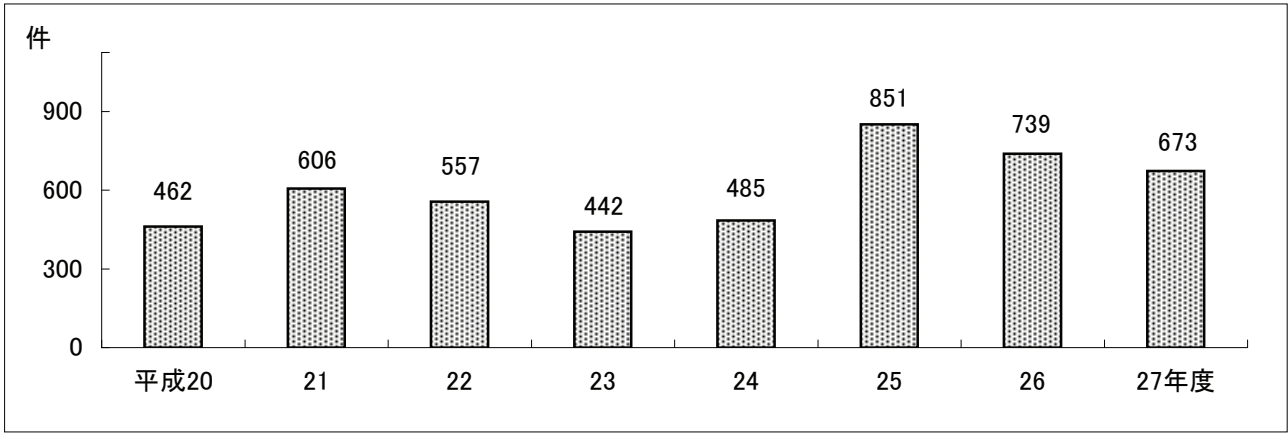
資料出所:愛媛県「平成26年度男女共同参画に関する世論調査」

### ○ 女性に対する暴力をなくす方策(複数回答)



資料出所:愛媛県「平成26年度男女共同参画に関する世論調査」

○配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数



資料出所:愛媛県子育て支援課調べ

※配偶者暴力相談支援センター

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のためDV防止法に基づいて設置された施設。現在、県内には3ヶ所の配偶者暴力相談支援センター(県福祉総合支援センター、県男女共同参画センター、新居浜市配偶者暴力相談支援センター(平成25年8月設置))が設置されています。

(2) メディアにおける男女の人権の尊重

新聞、ラジオ、テレビやインターネット等のメディアにおける性や暴力の表現について、世論調査では「特に問題ない」と回答した者の割合は9.6%と少なく、「そのような表現を望まない人や子どもの目に触れないような配慮が足りない」と回答した割合が38.5%と最も高くなっています(前回調査は2番目)。

○メディアにおける性や暴力の表現(複数回答)

(%)

| 項目                                 | H16  | H21  | H26  |
|------------------------------------|------|------|------|
| そのような表現を望まない人や子どもの目に触れないような配慮が足りない | 39.0 | 39.7 | 38.5 |
| 社会全体の性に対する道徳観・倫理観が損なわれている          | 51.8 | 47.0 | 36.2 |
| 女性の性的側面を過度に強調するなど、行き過ぎた表現が目立つ      | 28.6 | 28.6 | 22.9 |
| 女性に対する犯罪を助長するおそれがある                | 18.7 | 18.8 | 16.9 |
| 女性のイメージや男性のイメージについて偏った表現をしている      | 13.4 | 10.5 | 13.3 |

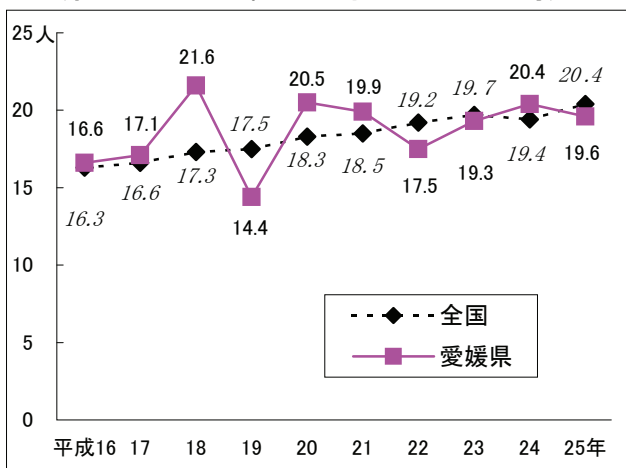
資料出所:愛媛県「男女共同参画に関する世論調査」

(3) 生涯を通じた女性の健康支援

女性は、乳幼児期、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等人生の各段階において、健康上の問題に直面しています。本県における女性特有の病気等の状況では、乳ガン死亡率と周産期死亡率は年により全国平均を下回ることもありますが、子宮ガン死亡率と人工妊娠中絶実施率はずっと全国平均を上回っています。

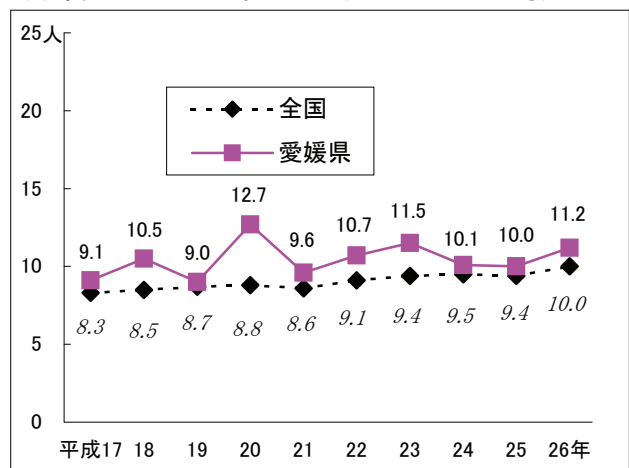
○女性特有の病気等の状況

(乳ガンの死亡率・・・女子人口10万人対)



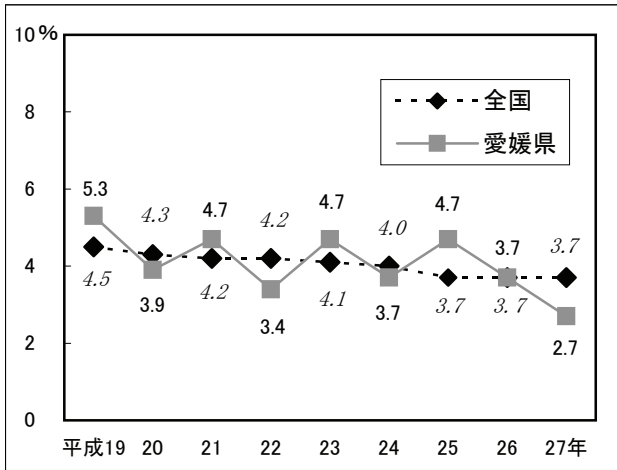
資料出所:厚生労働省「人口動態調査」

(子宮ガンの死亡率・・・女子人口10万人対)



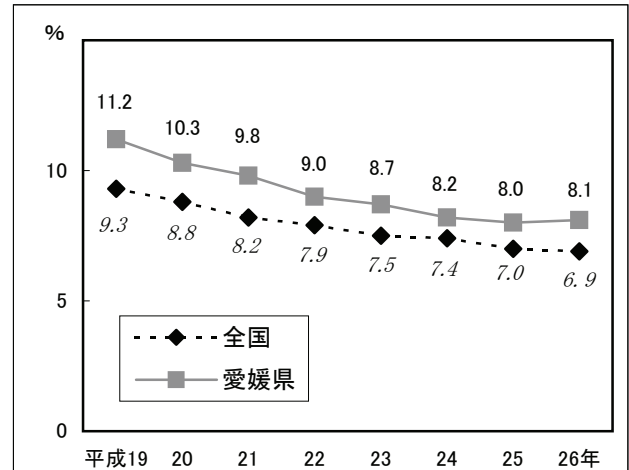
資料出所:厚生労働省「人口動態調査」

(周産期死亡率…出産千人対)



資料出所:厚生労働省「人口動態調査」

(人工妊娠中絶実施率…15～49歳女子人口千人対)



資料出所:厚生労働省「衛生行政報告例」

## (4) 貧困、高齢、障がい等により困難を抱えた女性等への支援

非正規労働者やひとり親などの増加により、生活上の困難に陥りやすい女性に対する対応や女性が長期的な展望に立って働けるようにすること、生活困窮者の子どもへの教育支援等が求められています。また、高齢化の進行に伴い、高齢単身女性も増加しており、その支援も急務となっています。

さらに、性的志向や性同一性障がい等を理由として困難な状況に置かれている場合や、在日外国人、同和問題等に加え、女性であることで複合的に困難な状況にある者等への配慮も必要となっています。

## ○ 生活保護世帯の内訳別推移(愛媛県)

(人)

| 区分     | 高齢者(うち単身)     | 母子  | 障がい者  | 傷病者   | その他   | 計      |
|--------|---------------|-----|-------|-------|-------|--------|
| 平成23年度 | 6,879 (6,304) | 791 | 2,116 | 4,258 | 2,142 | 16,186 |
| 平成24年度 | 7,374 (6,773) | 815 | 2,170 | 4,138 | 2,386 | 16,883 |
| 平成25年度 | 7,928 (7,300) | 798 | 2,173 | 3,944 | 2,453 | 17,296 |
| 平成26年度 | 8,442 (7,797) | 770 | 2,189 | 3,641 | 2,377 | 17,419 |
| 平成27年度 | 8,894 (8,221) | 727 | 2,128 | 3,434 | 2,338 | 17,521 |

資料出所:被保護世帯の世帯別類型状況(愛媛県保健福祉課調べ)

## ○ ひとり親家庭における就労状況(愛媛県)

(人・%)

| 区分 | 総数        | 就業(労)している | 左の内訳  |      |        |      |     | 不就労 | 無回答  |     |
|----|-----------|-----------|-------|------|--------|------|-----|-----|------|-----|
|    |           |           | 自営業   | 常用雇用 | 臨時・パート | 派遣社員 | その他 |     |      |     |
| 母  | H 世帯総数    | 802       | 754   | 26   | 361    | 320  | 23  | 24  | 48   | 0   |
|    | 就業割合      | 100.0     | 94.0  |      |        |      |     |     | 6.0  | 0.0 |
|    | 26 就業内訳割合 |           | 100.0 | 3.4  | 47.9   | 42.4 | 3.1 | 3.2 |      |     |
| 子  | H 世帯総数    | 502       | 448   | 24   | 205    | 193  | 12  | 14  | 48   | 6   |
|    | 就業割合      | 100.0     | 89.2  |      |        |      |     |     | 9.6  | 1.2 |
|    | 16 就業内訳割合 |           | 100.0 | 5.4  | 45.8   | 43.1 | 2.7 | 3.1 |      |     |
| 寡  | H 世帯総数    | 238       | 202   | 17   | 113    | 59   | 0   | 13  | 33   | 3   |
|    | 就業割合      | 100.0     | 86.0  |      |        |      |     |     | 14.0 | —   |
|    | 26 就業内訳割合 |           | 100.0 | 8.4  | 55.9   | 29.2 | 0.0 | 6.4 |      |     |
| 婦  | H 世帯総数    | 399       | 235   | 51   | 104    | 64   | 0   | 16  | 131  | 33  |
|    | 就業割合      | 100.0     | 64.2  |      |        |      |     |     | 35.8 | —   |
|    | 16 就業内訳割合 |           | 100.0 | 21.7 | 44.3   | 27.2 | 0.0 | 6.8 |      |     |
| 父  | H 世帯総数    | 157       | 148   | 35   | 98     | 9    | 3   | 3   | 9    | 0   |
|    | 就業割合      | 100.0     | 94.3  |      |        |      |     |     | 5.7  | 0.0 |
|    | 26 就業内訳割合 |           | 100.0 | 23.8 | 66.2   | 6.1  | 2.0 | 2.0 |      |     |
| 子  | H 世帯総数    | 67        | 62    | 12   | 44     | 4    | 1   | 1   | 5    | 0   |
|    | 就業割合      | 100.0     | 92.5  |      |        |      |     |     | 7.5  | 0.0 |
|    | 16 就業内訳割合 |           | 100.0 | 19.4 | 71.0   | 6.5  | 1.6 | 1.6 |      |     |

資料出所:愛媛県子育て支援課「平成26年度ひとり親家庭実態調査」

## 2 男女共同参画の視点に立った意識の改革

### (1) 男女共同参画の視点に立った意識改革と実践

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方は、否定的意見が上回っています。また、「仕事を持っている場合でも、家事・育児は女性がすべき」という考え方も、否定的意見が上回っています。

男女の地位の平等感は、男性の方が優遇されているという意見が多く見られます。

#### ○ 性別役割分担意識 (%)

| 項目                             | 肯定的意見 | 否定的意見 | どちらともいえない |
|--------------------------------|-------|-------|-----------|
| 「夫は外で働き、妻が家庭を守るべき」という考え方に賛成である | 13.4  | 57.4  | 29.2      |
| 仕事を持っている場合でも、家事・育児は女性がすべき      | 16.1  | 60.7  | 23.2      |

資料出所: 愛媛県「平成26年度男女共同参画に関する世論調査」

#### ○ 各分野における男女の地位の平等感 (%)

| 項目         | 平等になっている | 男性の方が非常に優遇されている | どちらかといえば男性の方が優遇されている | 女性の方が非常に優遇されている | どちらかといえば女性の方が優遇されている | わからない |
|------------|----------|-----------------|----------------------|-----------------|----------------------|-------|
| 家庭の中で      | 34.9     | 8.2             | 38.0                 | 1.6             | 6.3                  | 11.0  |
| 職場の中で      | 22.2     | 13.6            | 40.4                 | 0.9             | 4.5                  | 18.5  |
| 地域社会の中で    | 29.1     | 11.7            | 38.7                 | 0.3             | 3.1                  | 17.1  |
| 社会通念や慣習などで | 15.0     | 15.9            | 53.4                 | 0.2             | 1.3                  | 14.2  |
| 法律や制度のうえで  | 34.4     | 7.3             | 34.4                 | 0.8             | 4.9                  | 18.1  |
| 政治の分野で     | 16.3     | 21.0            | 44.9                 | 0.3             | 1.1                  | 16.4  |
| 学校教育の分野で   | 53.0     | 3.7             | 18.8                 | 0.5             | 2.3                  | 21.6  |
| 全体(平均)     | 29.3     | 11.6            | 38.4                 | 0.7             | 3.4                  | 16.7  |

資料出所: 愛媛県「平成27年度県民生活に関する世論調査」

### (2) 男女共同参画の視点に立った教育の推進

高卒者の進学では、依然、男女とも特定分野(男性:社会科学、理学、工学、医学、歯学、女性:人文科学、保健、家政、芸術)が多いのが実情です。

世論調査では、「男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしくしつけるのがよい」という考え方に肯定的な意見が過半を占めています。また、「性別にこだわらず、子どもの個性を伸ばす方がよい」という考え方に肯定的な意見が約9割を占めています。

#### ○ 大学における学科別学生数の男女比率 (%)

| 項目 | 人文科学 | 社会科学 | 理学   | 工学   | 農学   | 医学   |
|----|------|------|------|------|------|------|
| 女性 | 65.4 | 34.7 | 27.0 | 14.0 | 44.5 | 33.0 |
| 男性 | 34.6 | 65.3 | 73.0 | 86.0 | 55.5 | 67.0 |
| 項目 | 歯学   | 保健・他 | 家政   | 教育   | 芸術   | その他  |
| 女性 | 40.8 | 67.5 | 90.5 | 59.0 | 70.6 | 47.8 |
| 男性 | 59.2 | 32.5 | 9.5  | 41.0 | 29.4 | 52.2 |

資料出所: 文部科学省「平成28年度学校基本調査」

#### ○ 教育に対する意識 (%)

| 項目                              | 肯定的意見 | 否定的意見 | どちらともいえない | 無回答 |
|---------------------------------|-------|-------|-----------|-----|
| 男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしくしつけるのがよい   | 52.3  | 15.0  | 29.3      | 3.3 |
| 性別にこだわらず、子どもの個性を伸ばす方がよい         | 88.8  | 2.0   | 6.3       | 2.9 |
| 学校で出席簿の順番など「男子が先」という習慣をなくした方がよい | 32.8  | 19.5  | 43.4      | 4.3 |
| 女性は文系、男性は理系の分野が向いている            | 4.3   | 56.0  | 35.8      | 4.0 |
| 知的な能力は、性別による差よりも個人差の方が大きい       | 80.4  | 4.7   | 10.9      | 4.0 |

資料出所: 愛媛県「平成26年度男女共同参画に関する世論調査」

### 3 意思決定の場への女性の参画拡大

#### (1) 積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の導入による女性の参画拡大

県審議会等の委員における女性の割合は、平成20年度に40%を超え、その後も40%を維持しており、今後は45%を目指して取り組んでいくこととしています。その他の分野での女性の割合は、全国ベースでは増加傾向を示していますが、本県の指標においてはばらつきが見られます。

世論調査では、自治体の首長や議員等の公職への女性の参画拡大を期待する意見が増えています。

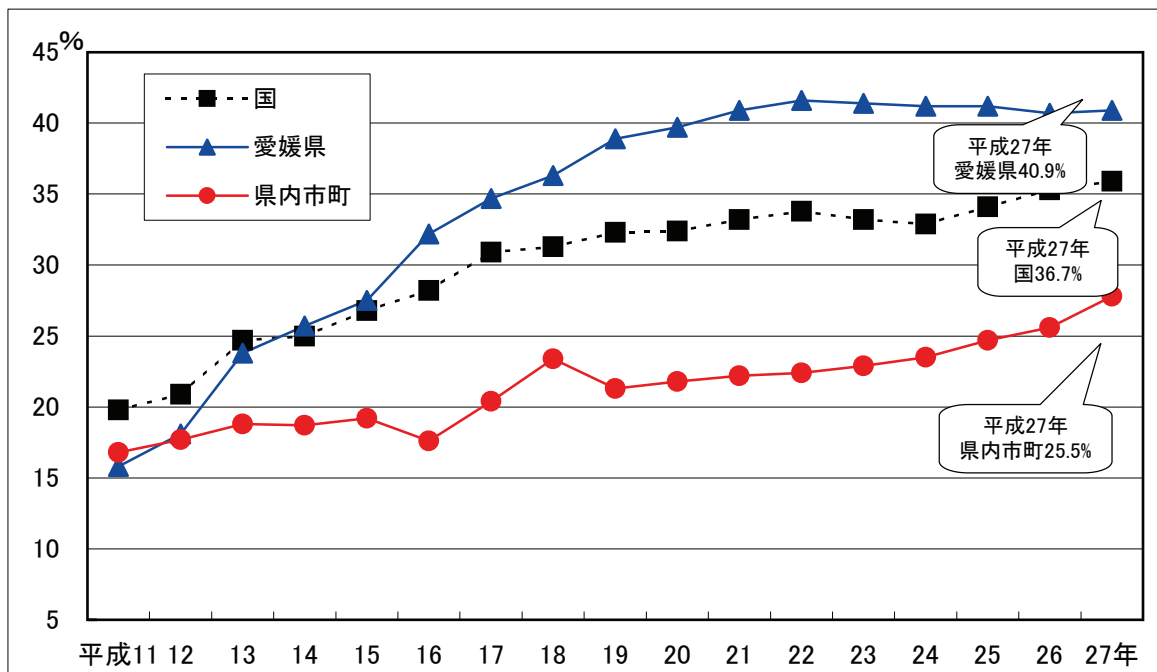
#### ○ 女性の参画状況

(単位:%)

| 項目  |        | H17  | H22  | H27  | 資料出所                                      |                   |                   |
|---|--------|------|------|------|---|-------------------|-------------------|
| 地方議会に占める女性議員の割合                             | 愛媛県    | 5.9  | 6.7  | 2.1  | 県数値は、県男女参画・<br>県民協働課調べ<br>全国数値は、内閣府調<br>べ |                   |                   |
|   | 全国平均   | 8.1  | 8.1  | 9.7  |   |                   |                   |
| 審議会等に占める女性委員の割合                             | 愛媛県    | 34.7 | 41.6 | 40.9 |   |                   |                   |
|   | 県内市町   | 20.4 | 22.4 | 25.5 |   |                   |                   |
|   | 都道府県平均 | 29.8 | 33.9 | 35.9 |   |                   |                   |
| 県管理職(本庁課長級以上)への女性の登用状況                      | 愛媛県    | 4.2  | 3.1  | 4.6  |   |                   |                   |
|   | 全国平均   | 4.8  | 6.0  | 7.7  |   |                   |                   |
| 県の役付職員への女性の登用状況<br>(知事部局・諸局(教育委員会・公営企業を除く)) |        | 愛媛県  | 7.5  | 8.8  |   | 11.6              | 県人事課調べ            |
| 学校管理職における<br>女性の登用状況                        | 小学校    | 愛媛県  | 31.4 | 24.2 |   | 18.2              | 文部科学省<br>「学校基本調査」 |
|   |        | 全国平均 | 19.9 | 20.1 |   | 20.6              |                   |
|   | 中学校    | 愛媛県  | 6.4  | 7.0  | 3.8                                       |                   |                   |
|   |        | 全国平均 | 6.4  | 6.7  | 7.6                                       |                   |                   |
|   | 高等学校   | 愛媛県  | 5.0  | 8.9  | 6.6                                       |                   |                   |
|   |        | 全国平均 | 5.3  | 6.6  | 8.0                                       |                   |                   |
| 管理的職業従事者に占める女性の割合                           |        | 愛媛県  | 12.4 | 6.9  | 14.3                                      | 内閣府<br>「就業構造基本調査」 |                   |
|   |        | 全国平均 | 11.0 | 11.2 | 13.4                                      |                   |                   |
| 自治会長に占める女性の割合(愛媛県)                          |        |      | 3.7  | 4.3  | 5.8                                       | 県男女参画・県民協働課調べ     |                   |

(注) 管理的従業者に占める女性の割合の欄の数値は、左からH14、H19、H24数値を記入。

#### ○ 国・県・県内市町の審議会等における女性の参画状況の推移



国の割合は毎年9月現在。愛媛県、県内市町の割合は毎年4月現在。

資料出所: 内閣府「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」

内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

○ 女性がもつとした方がよい役職や公職

(%)

| 項目           | そう思う | そう思わない | わからない | 無回答 |
|--------------|------|--------|-------|-----|
| 町内会長・自治会長    | 43.6 | 20.7   | 32.9  | 2.8 |
| PTA会長        | 48.9 | 19.4   | 27.7  | 4.0 |
| 職場の管理職       | 60.0 | 12.8   | 23.8  | 3.3 |
| 県や市町村の審議会委員  | 60.5 | 9.1    | 26.9  | 3.5 |
| 知事や市町村長      | 55.4 | 13.4   | 27.7  | 3.5 |
| 国、県、市町村の議会議員 | 63.1 | 10.2   | 23.4  | 3.3 |

資料出所:愛媛県「平成26年度男女共同参画に関する世論調査」

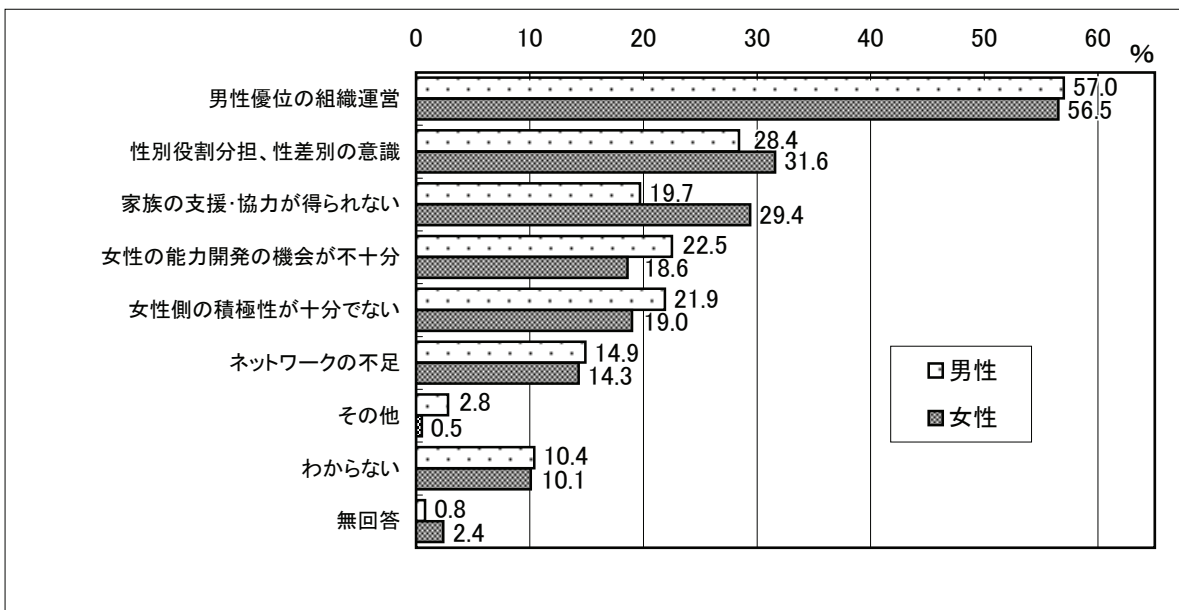
※積極的改善措置(ポジティブ・アクション)

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供すること。

(2) 女性の能力開発(エンパワーメント)等の支援

女性の参画が進まない理由としては、男性優位の組織運営や性差別等の意識、家族の支援・協力不足、能力開発(エンパワーメント)の機会が不十分等が考えられます。

○ 政策決定の場への女性の進出が進まない理由(複数回答)



資料出所:愛媛県「平成26年度男女共同参画に関する世論調査」

※女性のエンパワーメントとは

男女共同参画社会の実現のために、女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的、文化的に力を持った存在になり、力を発揮し、行動していくこと。

(3) 防災・減災対策及び地域活性化に向けた男女共同参画の推進

東日本大震災において、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、男女のニーズの違い等が配慮されないなどの課題が生じ、改めて防災・減災面における男女共同参画の視点の重要性が問われています。

特に、防災・減災対策の最前線で活動する消防団員は、総数では減少傾向を示す中で、女性団員の割合が相対的に増加(愛媛県2.9%(H24)→3.0%(H28)、全国2.3%(同)→2.8%(同))しており、地域を支える女性の役割が高まっています。

また、急速かつ大幅な人口減少に直面する中、活力ある地域社会を形成するためには、それぞれの地域において、男女が共に希望に応じ安心して働き、結婚・出産・子育てをすることができる男女共同参画社会づくりが求められています。

県内には、89カ国、10,279人(平成27年12月現在)の外国人が暮らしており、地域社会においても、異なる文化や価値観を持った人々と接する機会が多くなっています。

様々な分野で、ボランティアやNPO等の活動など、社会貢献活動への関心が高まっており、様々なボランティア情報を入手できる県ボランティアネットの登録会員数やNPO活動を行う法人数なども大幅な伸びを示しています。

○ 防災・減災対策における男女共同参画の推進

| 項 目               |     | H24.4 | H26.4   | H28.4   |         |
|-------------------|-----|-------|---------|---------|---------|
| 消防団員における女性消防団員の状況 | 愛媛県 | 総数    | 608人    | 595人    | 604人    |
|                   |     | 割合    | 2.9%    | 2.9%    | 3.0%    |
|                   | 全 国 | 総数    | 20,109人 | 21,684人 | 23,894人 |
|                   |     | 割合    | 2.3%    | 2.5%    | 2.8%    |

資料出所:愛媛県消防防災安全課調べ

○ 地域における国際交流・協力の促進

| 項 目        |     | H17       | H22       | H27       |
|------------|-----|-----------|-----------|-----------|
| 外国人登録者数(人) | 愛媛県 | 9,154     | 8,986     | 10,279    |
|            | 全 国 | 2,011,555 | 2,134,151 | 2,232,189 |

資料出所:法務省「在留外国人統計」

○ 様々な分野における男女共同参画の推進

(件数)

| 項 目                         |     | H18.3  | H23.3  | H28.3  |
|-----------------------------|-----|--------|--------|--------|
| 愛媛ボランティアネット登録会員数(団体会員+個人会員) |     | 1,712  | 2,956  | 3,823  |
| 特定非営利活動法人(NPO法人)の認証数        | 愛媛県 | 193    | 325    | 446    |
|                             | 全 国 | 26,394 | 42,385 | 50,867 |

資料出所:愛媛県男女参画・県民協働課調べ

## 4 家庭生活と仕事、地域活動が両立する環境整備

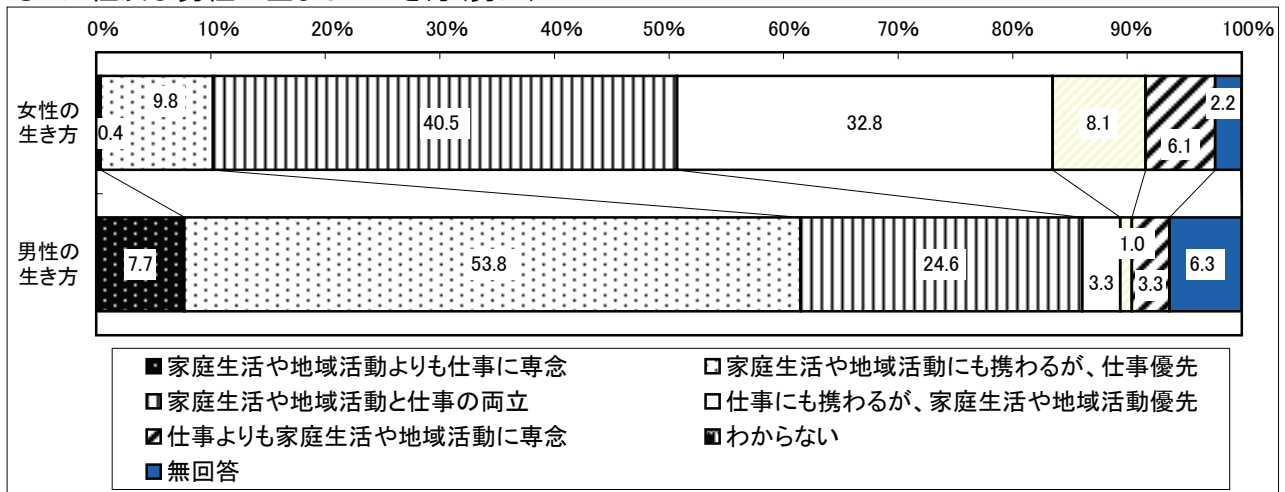
### (1) 男女が共に参画する家庭・地域づくり

家庭においては、本県の男性の家事に占める時間は1日に42分に対して、女性は3時間35分となっており、女性への負担が大きくなっています(総務省「平成23年度社会生活基本調査」)。また、男性に多く見られる仕事中心のライフスタイルでは、家庭、地域への参画が困難な状況です。

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)は、経済の活性化や個人生活の充実につながるものであり、その理解は徐々に進んでいます。県が実施した「仕事と家庭の両立支援に関する雇用環境調査(平成27年12月県労政雇用課)、以下「雇用環境調査」という。」では、重要性や必要性を感じている企業は9割を超えており、「取り組んでいる」及び「今後取り組んでいきたい」と回答した企業は、合わせて7割強となっています。

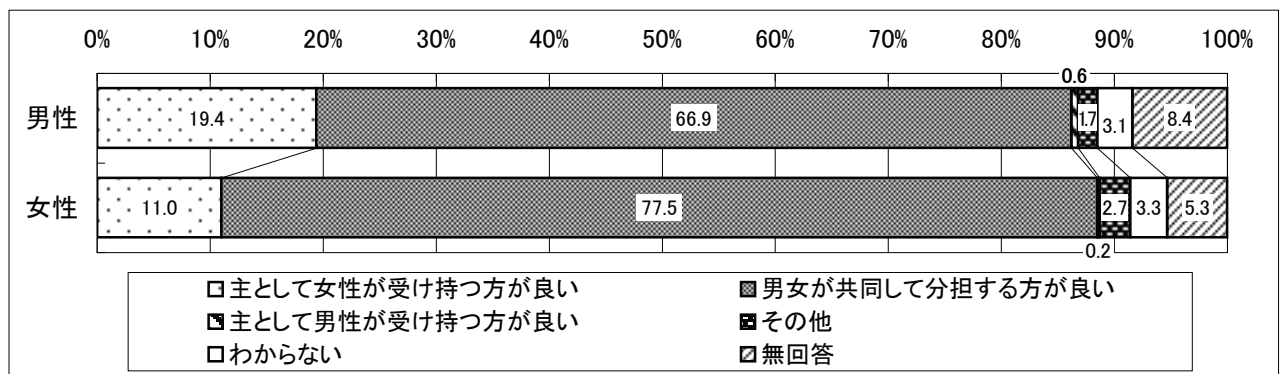
このような中、地域社会での助け合いなど、身近なことについての地域の役割や機能に対する期待が高まっています。

#### ○ 女性及び男性の望ましい生き方(男女)



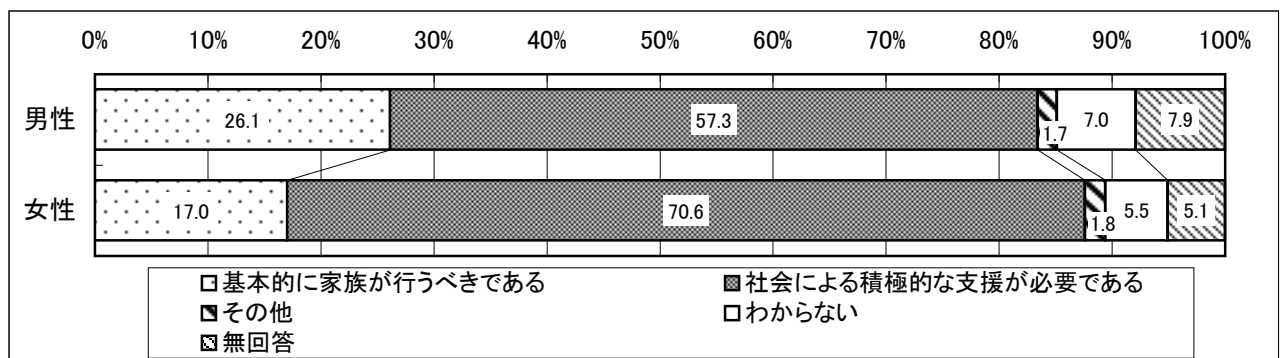
資料出所:愛媛県「平成26年度男女共同参画に関する世論調査」

#### ○ 家庭内における育児・介護・家事の分担について



資料出所:愛媛県「平成26年度男女共同参画に関する世論調査」

#### ○ 育児・介護に対する社会支援について



資料出所:愛媛県「平成26年度男女共同参画に関する世論調査」



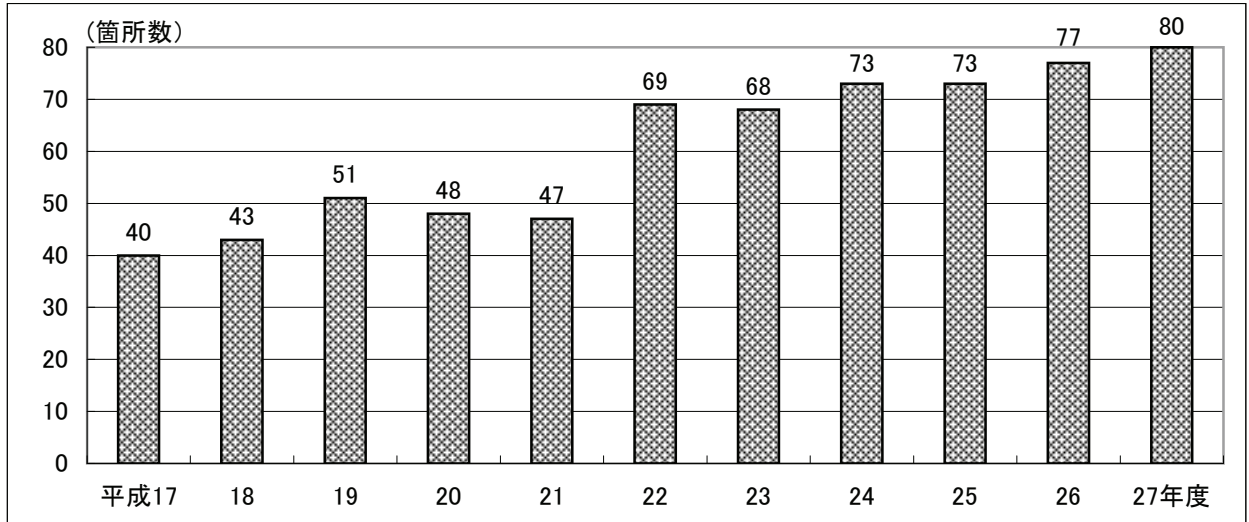
(2) 安心して子どもを育てられる環境整備

女性が子育ての負担感から、子どもを産むことをあきらめたり、仕事を辞めたりしなければならない場合があり、女性の生き方の選択に大きな影響を与えています。このため、平成27年3月に策定した第2次えひめ・未来・子育てプラン(県子育て支援課)では、県民から期待が高い「保育制度の充実」、「経済負担の軽減」、「就労条件の整備」等の子育て支援対策に取り組んでいます。

地域子育て支援拠点施設設置数では、69カ所(H22)から80カ所(H27)に、放課後児童クラブ設置数では、205カ所(同)から275カ所(同)になるなど、子育て環境の整備が進んでいます。

なお、県内民間事業所における育児休業取得率は、女性83.1%(H25年81.2%)、男性1.0%(H25年3.2%)となっています(H27:県労政雇用課「雇用環境調査」)。

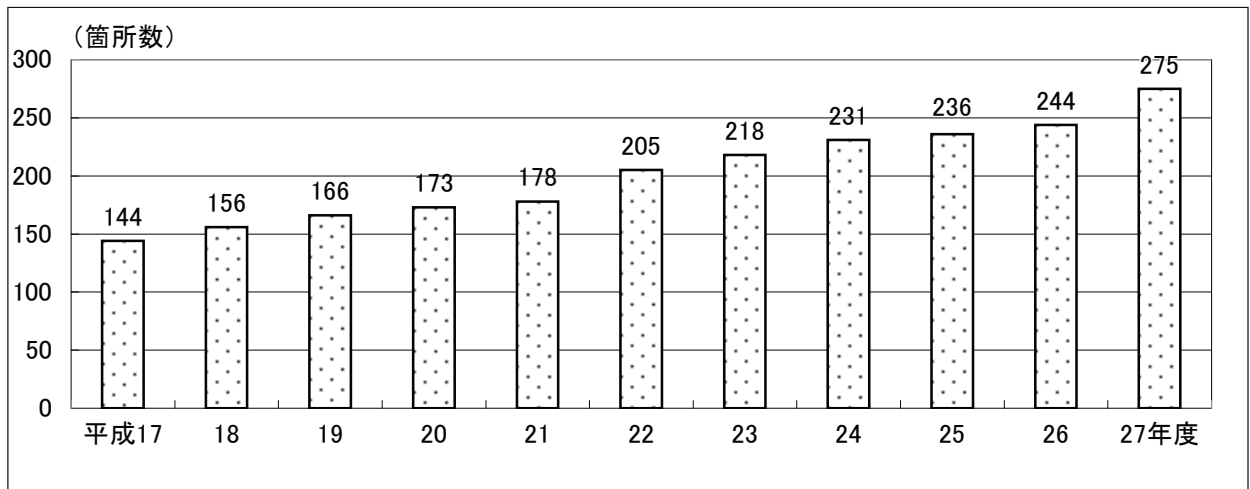
○ 地域子育て支援拠点施設設置状況(愛媛県)



資料出所:愛媛県子育て支援課調べ

※平成11~22年度:地域子育て支援センター設置箇所数。平成23年度以降:地域子育て支援拠点施設設置箇所数。

○ 放課後児童クラブの実施状況(愛媛県)



資料出所:愛媛県子育て支援課調べ

○ 県内民間事業所の育児休業取得率(愛媛県) (%)

| 調査年度   | 育児休業取得率 |     |
|--------|---------|-----|
|        | 女性      | 男性  |
| 平成18年度 | 75.7    | 2.0 |
| 平成21年度 | 79.1    | 1.5 |
| 平成23年度 | 78.7    | 2.7 |
| 平成25年度 | 81.2    | 3.2 |
| 平成27年度 | 83.1    | 1.0 |

資料出所:愛媛県労政雇用課調べ

○ 育児・介護に対する社会の支援 (%)

| 項目                                 | 性別 | 割合   |
|------------------------------------|----|------|
| 基本的に家族が行うべきである                     | 女性 | 17.9 |
|                                    | 男性 | 28.3 |
| 家族だけでは過重な負担がかかるので社会による積極的な支援が必要である | 女性 | 74.4 |
|                                    | 男性 | 62.2 |
| その他・わからない                          | 女性 | 7.7  |
|                                    | 男性 | 9.4  |

資料出所: 愛媛県「平成26年度男女共同参画に関する世論調査」

(3) 高齢者や障がい者等が共に輝いて暮らせる条件整備

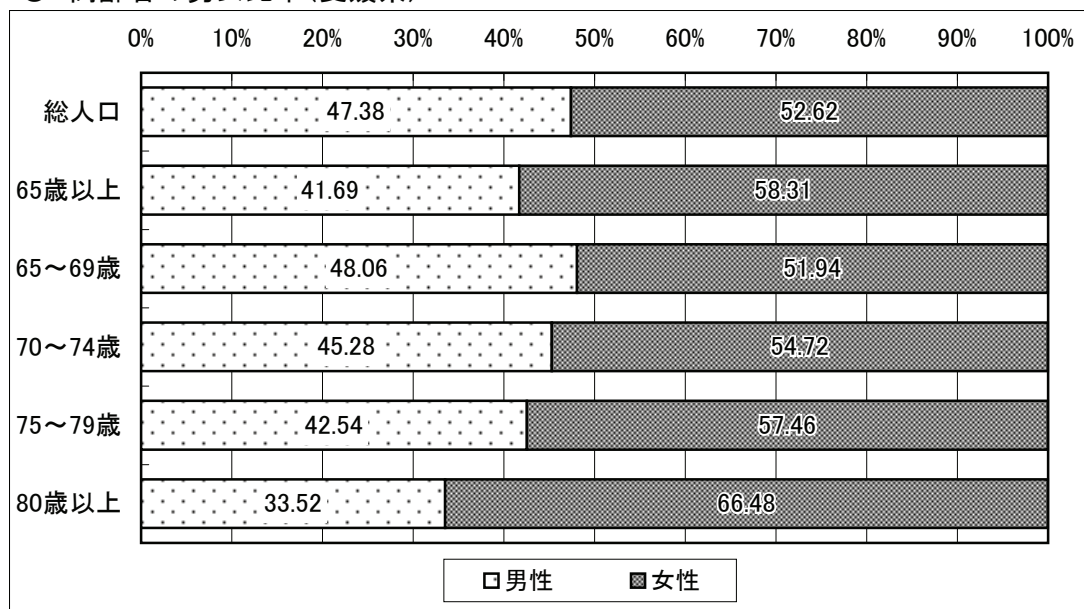
本県の高齢化率は、平成28年4月現在30.35%で全国的にも高い水準であり、今後も上昇が予測されています。

家族の介護は、介護保険制度の導入により、ある程度軽減されましたが、育児と同様に主に女性が担い、大きな負担となっています。

単身世帯やひとり親世帯が増加し、貧困など生活上の困難に直面する男女が増加しています。

障がい者については、障がいの重度化、重複化及び高齢化などにより、福祉サービスに対するニーズが多様化・高度化しています。

○ 高齢者の男女比率(愛媛県)



資料出所: 愛媛県長寿介護課「高齢者人口等統計表(平成28.4.1現在)」

○ ひとり親世帯数及び高齢単身世帯数(愛媛県)

| 区分      | H2   | H7     | H12    | H17    | H22    |        |
|---------|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ひとり親世帯数 | 母子世帯 | 8,620  | 7,982  | 8,975  | 10,428 | 10,643 |
|         | 父子世帯 | 1,406  | 1,196  | 1,252  | 1,321  | 1,240  |
|         | 計    | 10,026 | 9,178  | 10,227 | 11,749 | 11,883 |
| 高齢単身世帯数 | 女性   | 26,688 | 33,888 | 41,194 | 47,704 | 53,070 |
|         | 男性   | 5,294  | 7,305  | 9,997  | 13,393 | 16,305 |
|         | 計    | 31,982 | 41,193 | 51,191 | 61,097 | 69,375 |

資料出所: 総務省「国勢調査」

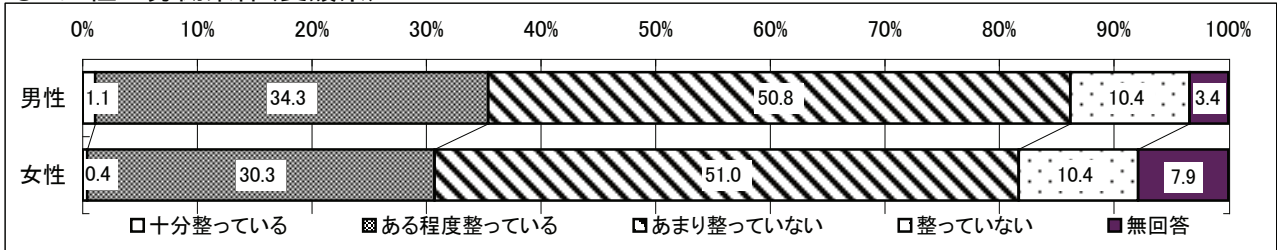
## 5 女性の活躍と男性中心型の働き方等の見直し

### (1) 男女均等な雇用環境の整備

少子・高齢化による労働者人口の減少に伴い、これまで以上に女性の労働力の活用が進んでいます。本県でも女性の雇用者は、平成14年度の約248千人から平成24年度には約270千人と8.6%増加し、雇用者全体に占める割合は42.8%（総務省「平成24年就業構造基本調査」）となっています。

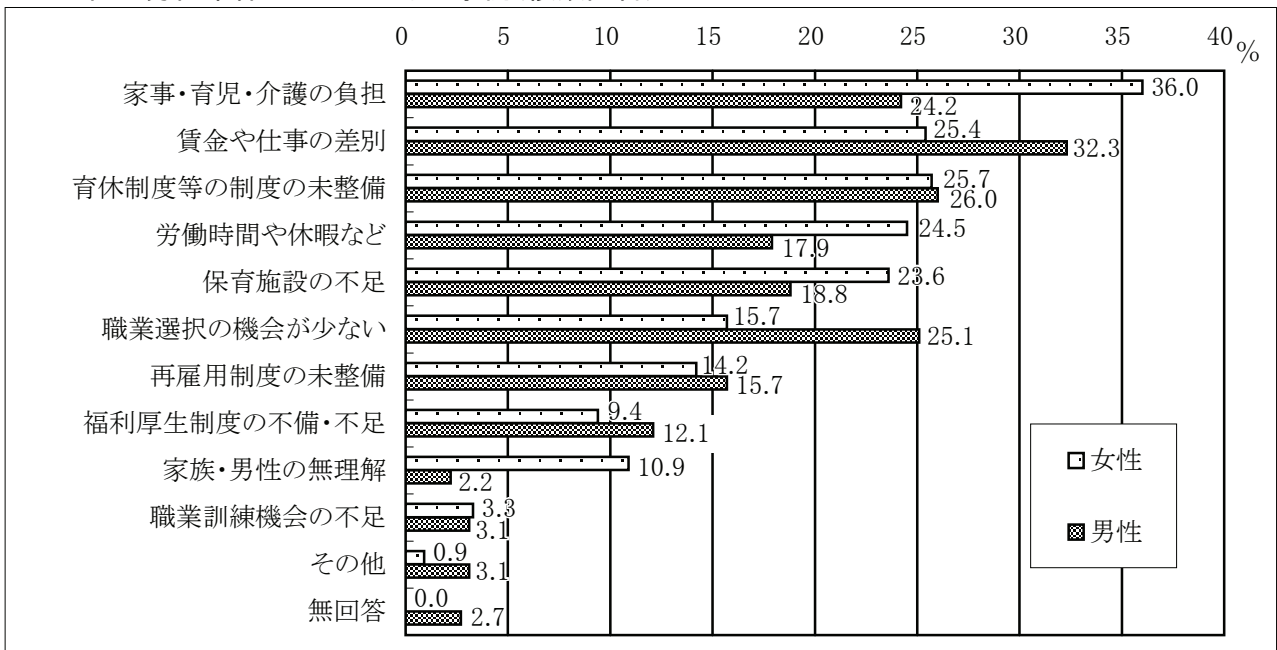
しかしながら、女性の労働条件は、男性労働者と比較して依然として様々な制約があり、世論調査でも、女性からの意見として、「家事・育児・介護の負担」、「賃金や仕事の差別」、「育児休業制度等の制度の未整備」等が多くあり、これら雇用環境の整備が強く期待されています。

#### ○ 女性の労働条件(愛媛県)



資料出所:愛媛県「平成26年度男女共同参画に関する世論調査」

#### ○ 女性の労働条件が整っていない事例(複数回答)



資料出所:愛媛県「平成26年度男女共同参画に関する世論調査」

### (2) 職業生活における女性の活躍推進

育児期に継続就業する女性や育児後に再就職する女性は増加していますが、出産・育児等により離職せざるを得ない女性も多く、いまだに「M字カーブ問題」は解消されていません。

パートタイム労働、派遣労働、在宅就業など労働者の就業形態が多様化するとともに、非正規雇用が増加しています。愛媛県でも、特に女性労働者について非正規化の進行が顕著になっています。（就業構造基本調査(H19→H24):男性 15.9%→19.6%、女性 53.0%→55.5%）

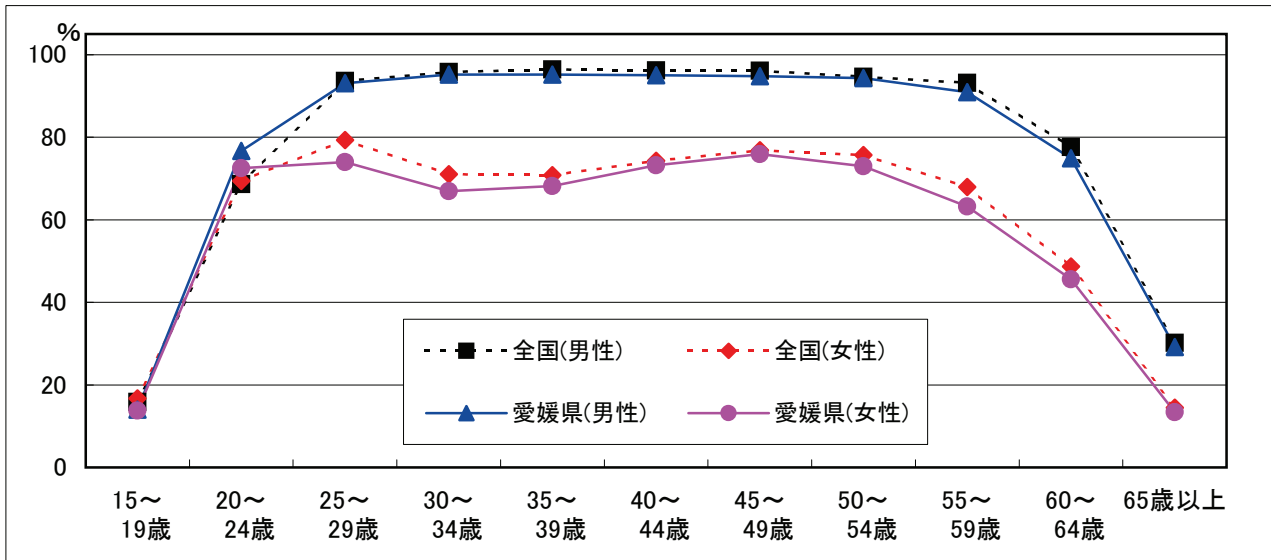
#### ○ 雇用形態別労働者の推移(愛媛県)

単位:千人

| 区分             |           | H14   | H19   | H24   |
|----------------|-----------|-------|-------|-------|
| 女性労働者総数        |           | 247.9 | 260.9 | 269.2 |
| 内 訳            | 正規の職員・従業員 | 121.4 | 117.4 | 115.3 |
|                | パート・アルバイト | 93.9  | 105.0 | 109.7 |
|                | 民間の役員     | 13.3  | 10.6  | 10.0  |
|                | その他       | 19.3  | 27.9  | 34.2  |
| 全体に占める正規従業員の割合 |           | 49.0% | 45.0% | 42.8% |

資料出所:総務省「就業構造基本調査」

○ 男女別年齢階級別労働力率



資料出所:(愛媛県分)総務省統計局「平成22年国勢調査報告」

(全国分)総務省統計局「平成26年度労働力調査報告」

※労働力率…15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合

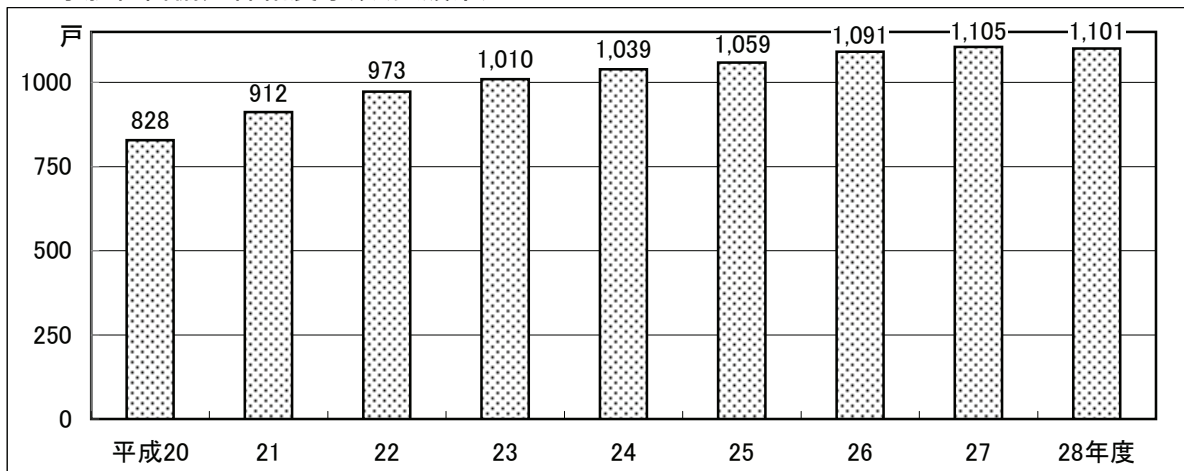
(3) 農林水産業における男女共同参画の促進

農山漁村においては、女性による起業活動や認定農業者数等が徐々に増加するなど、女性の経営参画は進展しているものの、依然として固定的な役割分担意識や古い慣習が残っています。農業協同組合役員的女性は、19人(平成23年2月)から増加して26人(平成27年7月)となっています。漁業協同組合役員は3人(平成27年10月)、森林組合役員数は0人(平成27年7月)となっています。また、農業委員のうち女性は、全体の4.9%(平成22年度)から7.0%(平成27年度)に増加しています。女性の起業数(個人・グループ)は、平成22年度時点では397件で全国7位でしたが、現在は408件(平成27年3月)となっています。家族経営協定数は、平成22年度には973戸でしたが、現在は1,101戸(平成28年9月)と増加しています。

| 項目                        | H22   | H27   |
|---------------------------|-------|-------|
| 農業就業人口に占める女性の割合           | 50.0% | 48.2% |
| 農業協同組合の組合員・役員数のうち女性の占める割合 | 組合員   | 22.0% |
|                           | 役員    | 4.9%  |
| 漁業協同組合の組合員・役員数のうち女性の占める割合 | 組合員   | 7.0%  |
|                           | 役員    | 0.6%  |
| 森林組合の組合員・役員数のうち女性の占める割合   | 組合員   | 10.5% |
|                           | 役員    | 0.4%  |

資料出所:農林水産省  
「農林業センサス」  
「総合農協統計表」  
「水産業協同組合統計表」

○ 家族経営協定締結農家数(愛媛県)



資料出所:愛媛県農産園芸課調べ

※家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。